

美里町総合体育館の管理運営に関する基本協定書（案）

美里町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、美里町総合体育館条例（令和2年美里町条例第33号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、美里町総合体育館（以下「本施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、条例第13条第2項の規定により指定管理者として指定された乙が行う管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務の範囲）

第2条 甲は、条例第14条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

（1）本施設の利用許可に関する業務

（2）本施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、本施設の運営に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

2 前項各号に掲げる管理業務の細目は、別記1 美里町総合体育館管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理業務の範囲外の業務）

第3条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、実施条件を付することができるものとする。

（管理物件）

第4条 管理業務の対象となる施設、設備及び備品（以下「管理物件」という。）は、別記2 管理する施設、設備及び備品のとおりとする。

2 管理物件に関する管理業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

3 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

4 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

（指定管理者の責務）

第5条 乙は、本施設が円滑に運営されるよう、条例及び美里町総合体育館条例施行規則（令和3年教委規則第1号）のほか、次に掲げる法令並びに本協定及び年度協定の定めるところに従い、信義に沿って誠実に管理業務を履行しなければならない。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の行政関係法令

（2）労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令

（3）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他管理物件の維持管理又は保守点検

に関する法令

- 2 乙は、次に掲げる事項に留意し、管理業務を履行しなければならない。
- (1) 管理物件の管理の実施に際し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定に従い、同条例第20条において定める安全確保の措置を講じること。
 - (2) 本施設の利用に係る許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、美里町行政手続条例（平成16年美里町条例第10号）第2章の規定を遵守すること。
 - (3) 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書は、これを適正に管理し、5年間保存すること。又、次条第1項に規定する指定期間を過ぎた後も同様とすること。
 - (4) 管理業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に努めること。
 - (6) 管理業務の実施に当たっては、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達に努めること。
- 3 乙は、本施設の利用者の被災に対する第1次責任を有し、本施設又は当該利用者に災害があった場合は、迅速、かつ、適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 5 本協定、仕様書及び事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、仕様書、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

（指定の期間）

- 第6条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理料）

- 第7条 甲は、管理業務の実施に要する費用として、毎年度、甲の予算の範囲内で管理料を乙に支払う。
- 2 指定期間における前項の管理料の総額は_____円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- 3 年度ごとの管理料の額は、指定期間における各年度の管理料の合計額が、前項に規定する管理料総額の範囲内となるよう、別途締結する年度協定により、毎年度定めるものとする。
- 4 管理料の支払いは、年度協定に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。
- 5 甲は、乙の適法な請求を受理した日から起算して、30日以内に管理料を支払うものとする。

（管理料の額の変更）

- 第8条 前条第2項の管理料の総額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（管理料の精算）

- 第9条 第7条第3項の規定により定めた各年度の管理料は、当該年度における管理運営に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても増額又は減額しないものとする。

（利用料金等の収入）

- 第10条 乙は、条例に定める利用料金及びその他の事業収入（以下「利用料金等」という。）を収受し、これを乙の収入とするものとする。
- 2 乙は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額

を定めるものとする。

- 3 乙は、利用料金等による収入については、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。
- 4 乙は、利用料金を施設の利用の開始までに徴収するものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、別に納期を定めて徴収することができる。
- 5 乙は、災害その他利用者の責めによらない理由により施設を利用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、利用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、利用料金を還付することができるものとする。
- 6 乙は、特別の事情があると認める利用者に対しては、あらかじめ甲の承認を受けて利用料金の減免をすることができるものとする。
- 7 乙は、管理業務の実施に伴い、利用料金等以外の収入がある場合は、仕様書で定めるものを除き、これを乙の収入とする。
- 8 乙は、利用料金の額、支払い方法等につき、利用者への十分な周知に努めるものとする。

(利用料金の額の変更)

第11条 乙は、前条第2項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の3月前までに、その承認を得なければならない。

(区分経理)

第12条 乙は、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

(リスク分担)

第13条 管理業務に係るリスク分担については、仕様書に記載のとおりとする。

- 2 前項のリスク分担に疑義がある場合又は同項に定めるリスク分担以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定する。

(管理運営目標)

第14条 乙は、毎年度の管理運営目標について、第16条第1項に定める事業計画書によって、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、必要と認めるときは、管理運営目標の達成状況を把握するため、随時、乙に対して報告を求め、又は実地に調査をすることができる。
- 3 甲は、前2項に規定する報告又は調査の結果、管理運営目標の達成のために必要と認めるときは、管理業務の改善等について指示を行うことができる。

(開業準備)

第15条 乙は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、甲に対して管理物件の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙は、第1項及び第2項に規定する開業の準備に要する乙の費用を負担するものとする。

(事業計画等)

第16条 乙は、事業年度の3月末日までに、当該事業年度の翌事業年度の管理業務に係る事業計画書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務に係る運営体制

- (2) 管理業務として実施する事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理業務に係る経費の収支予算
- (4) その他甲が必要と認める事項

- 3 甲は、提出された事業計画書について、必要と認めるときは乙に対してその変更を指示することができる。
- 4 乙は、提出した事業計画書を変更しようとするときは甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

(業務報告)

第17条 乙は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した業務報告書を甲に報告するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し前項各号に掲げる事項のほか、収支状況等に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第18条 乙は、事業年度終了後60日を経過する日までに、管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 施設の利用料等の収入の実績
- (4) 管理業務に係る収支状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

- 3 甲は、施設的良好な状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定するものとする。
- 4 乙は、事業報告書と併せ、前項の指標に対する管理業務の進捗状況を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、管理業務の収支に関する帳票、その他管理業務に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その求めに応じ報告しなければならない。
- 6 甲は、必要と認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、又は実地に調査することができる。

(情報公開)

第19条 乙は、本施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設及び設備の取扱い等)

第20条 管理物件のうち、施設及び設備の改修、改造、増築又は移設（以下「施設改修等」という。）については、甲の負担と責任において実施するものとする。

- 2 乙は、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として、施設改修等を行おうとする場合には、あらかじめ甲の承認を受けた上、乙の負担と責任において実施するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は当該施設改修等箇所について、将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- 4 管理物件のうち、施設及び設備の修繕（以下「施設修繕」という。）に係る費用については、次の表の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げる者が負担するものとする。ただし、

甲が負担する場合は、当該年度の予算額を上限とし、緊急を要し、かつ、重要性があると甲が認める場合に限り必要な予算措置を行う。

施設修繕の内容	負担する者
経年劣化等によるもので、1件10万円未満の修繕（消費税及び地方消費税を含む）	乙
経年劣化等によるもので、1件10万円以上の修繕（消費税及び地方消費税を含む）	甲
第三者の行為により生じ、相手方が特定できないもので、1件10万円未満の修繕（消費税及び地方消費税を含む）	乙
第三者の行為により生じ、相手方が特定できないもので、1件10万円以上の修繕（消費税及び地方消費税を含む）	甲

- 5 乙は、施設改修等又は施設修繕を行った場合には、その内容について第17条の規定による業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。

（備品等の取扱い等）

第21条 管理物件のうち、備品等の更新又は修繕（以下「備品更新等」という。）に係る費用については、次の表の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げる者が負担するものとする。ただし、甲が負担する場合は、当該年度の予算額を上限とし、緊急を要し、かつ、重要性があると甲が認める場合に限り必要な予算措置を行う。

備品更新等の内容	負担する者
経年劣化等によるもので、1件10万円未満の費用（消費税及び地方消費税を含む）	乙
経年劣化等によるもので、1件10万円以上の費用（消費税及び地方消費税を含む）	甲
第三者の行為により生じ、相手方が特定できないもので、1件10万円未満の費用（消費税及び地方消費税を含む）	乙
第三者の行為により生じ、相手方が特定できないもので、1件10万円以上の費用（消費税及び地方消費税を含む）	甲

- 2 指定管理開始日以降、乙が行った備品更新等及び管理業務に付随して新たに購入した備品の帰属については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる者の所有とする。

区分	所有者	
備品を乙が修繕した場合	甲	
備品を甲の費用負担で更新した場合	甲	
備品を乙の費用負担で更新した場合	乙	
新たな備品の購入	乙	

- 3 乙は、備品更新等を行った場合、又は管理業務に付随して新たに備品を購入した場合には、その内容について第17条の規定による業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。
- 4 乙は、指定管理開始日以降に更新又は新たに購入した備品のうち、甲が管理施設の継続的な運営に必要と認めたものについては、無償譲渡、又は有償譲渡を甲乙協議の上決定し、指定期間の終了後、又は指定の取消し後に、速やかに甲へ譲渡するものとする。

（管理物件の毀損等）

第22条 乙は管理物件が滅失又は毀損したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければなら

ない。

- 2 乙は、管理物件の滅失又は毀損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。なお、指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。
- 3 前項の損害等の費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求にしたがって直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(物価及び金利変動、法律改正によって発生した費用等の負担)

第23条 人件費、物品費等の物価変動や金利変動、法律の改正に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合には、特段の理由がない限り、乙が負担するものとする。

(管理業務の再委託)

- 第24条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、管理業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、管理業務の全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の規定により、乙が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該管理業務の一部に関して、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害とみなす。

(町内事業者への配慮)

第25条 乙は管理業務を行うに当たって、第三者との取引を行う場合は、町内事業者を優先するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記3個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(保険契約)

- 第27条 甲は、甲の所有する施設のうち必要なものについて、公有建物災害共済（火災、落雷、破裂及び爆発による損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう）を締結するものとする。
- 2 乙は、管理業務の実施に当たり、次の保険を付保するものとする。
 - (1) 施設賠償責任保険
 - (2) 管理業務を実施する上で必要又は有効な保険

(事故、災害等への対応)

- 第28条 乙は、管理業務の実施に関して事故、災害等の緊急事態が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、その状況を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、緊急事態が発生した場合には、甲と協力してその発生原因等の調査に当たるものとする。
 - 3 乙は、事故等が発生した場合には、甲と協議の上、説明責任を果たすとともに、類似事故の発生を回避するなどの観点から、可能な限り当該事故等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(天災等による施設供用の休止等)

第29条 乙は、天災その他やむを得ない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て本施設の全部又は一部の供用を休止することができる。甲が本施設を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で

定める避難施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用する場合についても同様とする。

- 2 甲は、前項に規定する事由により本施設の全部又は一部の供用を休止する場合は、この指定管理者としての指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の実施を停止させることができる。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第30条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出及びその実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、甲と乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(甲による指定の取消し等)

第31条 甲は、次の各号のいずれかに該当し、乙による管理業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、本協定若しくは年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が、関係法令、条例及び規則又は本協定の規定に違反したとき。
 - (3) 管理業務の実施に当たり、乙に不正の行為があったとき。
 - (4) 乙が、正当な理由なく管理業務に関する甲の指示に従わないとき。
 - (5) 乙が、前条第2項の改善勧告に対し、定められた期間内に改善計画書を提出せず、又は改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
 - (6) 乙が、経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
 - (7) 乙が、指定管理に直接関わらない法令違反等により、乙に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
 - (8) 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
 - (9) 乙から次条に基づく指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申出があったとき。
 - (10) 本施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
 - (11) その他、甲が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害又は増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第8号から第10号の規定に基づく取消し等については、その限りではない。
 - 3 甲は、第1項の規定により、年度途中において甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、乙が既に受領している当該年度の管理料の全部又は一部の返還を求めるものとする。
 - 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じたときは、乙は甲に対して、賠償をしなければならない。
 - 5 甲は第1項第10号の規定により指定を取り消す場合は、指定期間の取消しを行う日から換算して90日前までに乙に書面により通知するものとする。

(乙からの指定取消し等の申出)

第32条 乙は、甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに著しく違反した場合、甲に対し

て指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。

- 2 甲は前項の申出を受けた場合、乙への協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項の申出に基づき、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、乙が既に受領している管理料について、甲乙双方の協議によりその返還する額を決定するものとする。
- 4 第1項の申出により甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、甲が乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償するものとする。
- 5 第1項の申出により甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより甲が被る損害及び増加費用について、乙はその賠償の責を負わない。

(原状回復義務)

第33条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者としての指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった管理物件の全部又は一部を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第34条 乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は、乙に対して求償権を有するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第35条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者等の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第36条 乙は、管理業務の実施に必要な諸規則及び非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第37条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者としての指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 甲が新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(年度協定書)

第38条 本協定により年度協定において定めるとしている事項のほか、年度ごとに協議する必要がある事項については、年度協定書に定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第39条 乙は、本協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(協定の改定)

第40条 管理業務の実施に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を改定することができる。

- 第41条 管理業務を複数の団体（以下「グループ」という。）で行う場合は、各構成団体（以下「構成員」という。）は、管理業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
- 2 甲は、本協定に基づくすべての行為を、グループを代表する団体（以下「グループ代表」という。）に対して行うものとし、甲がグループ代表に対して行ったすべての行為は、グループのすべての構成員に対して行ったものとみなす。
- 3 各構成員は、甲及び他の構成員の承認がなければ、指定期間終了日まではグループを脱退することはできないものとする。
- 4 指定期間終了日前において、前項に基づき一部の構成員が脱退した場合又は、一部の構成員がグループを構成することができなくなった場合で、甲が認める場合には、甲が別に指定する期間の管理業務は、残存構成員により又は別の団体を構成員に加え、連帯して履行するものとする。

（解釈）

- 第42条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知説明又は報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（管轄裁判所）

- 第43条 本協定に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（協議）

- 第44条 本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

所在地 熊本市下益城郡美里町馬場1100番地
名 称 美里町
代表者 美里町長 上田 泰弘 ⑩

乙

所在地
名 称
代表者 ⑩

別記 1 別紙管理業務仕様書

別記 2 管理する施設、設備及び備品

名 称	美里町総合体育館
所 在 地	美里町萱野745番地
施設概要	一部木造鉄骨造 敷地面積7617.65㎡ 延床面積3541.65㎡
施設内容	1 階 ・ バレーボールコート 2 面（バドミントンコート 6 面） ・ トレーニングルーム ・ 柔道場 1 面 ・ 剣道場 1 面 ・ 談話室 ・ 研修室 ・ 事務室 ・ トイレ（男女各 1） ・ 倉庫 ・ 観客席 2 階 ・ 観客席 ・ 放送室 ・ ジョギングコース
備 品	別紙備品台帳

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、管理業務を行うことにより知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後も有効に存続するものとする。

（再委託の禁止）

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を委託し、又は請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損及び改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を行うために作成し、又は取得した個人情報についても、同様とする。

（取得の制限）

第5 乙は、管理業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的の範囲内で適法、かつ、適正な方法により行わなければならない。

（目的外使用の禁止）

第6 乙は、管理業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、甲の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報を当該業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第7 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等については、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、管理業務を行うために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、甲の指示に従い、管理業務完了後、速やかに返還又は廃棄しなければならない。

（管理業務に従事する者への周知及び監督）

第9 乙は、管理業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、管理業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要、かつ、

適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙が管理業務を行うために取り扱う個人情報の状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が管理業務を行うために取り扱う個人情報の状況について、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙は、管理業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。